

令和5年2月2日

まちづくり委員会資料

請願第41号

多摩川河川敷グラウンドの水道設備設置
に関する請願

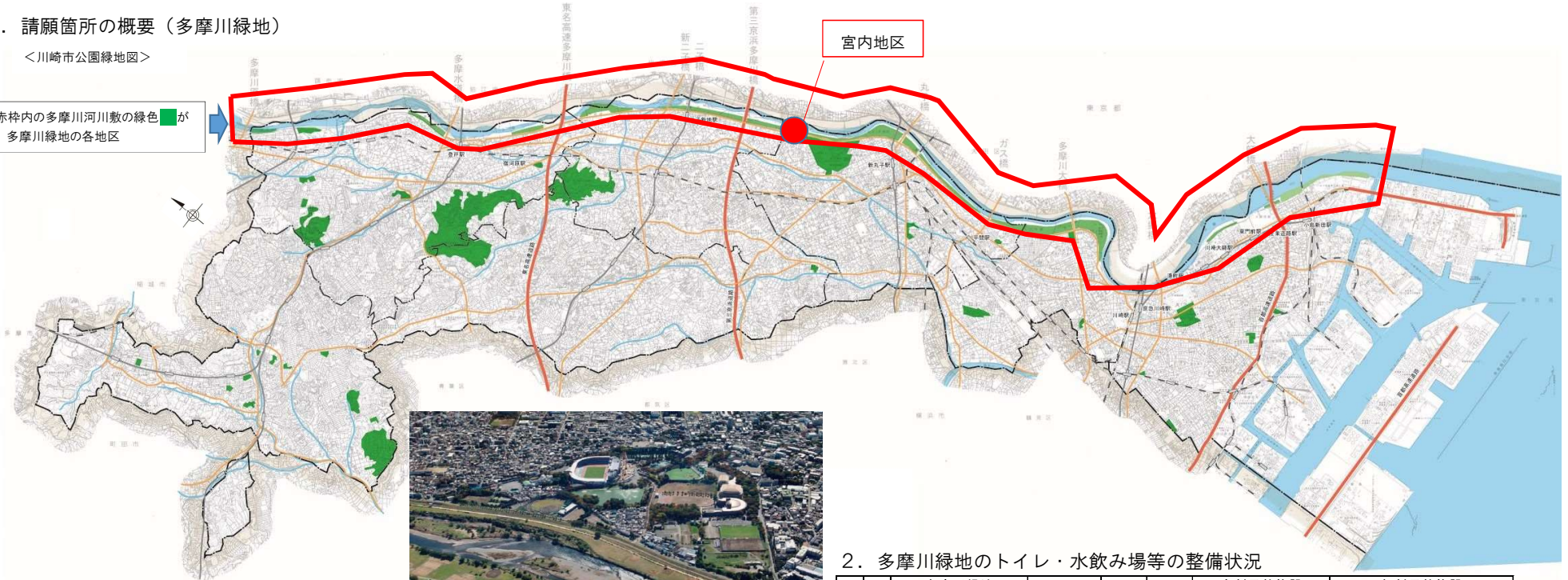
建設緑政局

請願第41号 多摩川河川敷グラウンドの水道設備設置に関する請願

1. 請願箇所の概要（多摩川緑地）

〈川崎市公園緑地図〉

赤枠内の多摩川河川敷の緑色が
多摩川緑地の各地区



2. 多摩川緑地のトイレ・水飲み場等の整備状況

No.	区	多摩川緑地 地区名	管理面積	トイレ	水飲み場	有料予約施設			無料予約施設				
						野球場	サッカー場	陸上競技場	野球場	サッカー場	運動場	多目的広場	
1	川崎区	殿町地区	5,914										
2		大師河原地区	11,956	1	1								
3		中瀬地区	29,740	1	1						3		
4		鈴木町地区	24,680	1							3		
5	中原区	小向町地区	5,508	1	1								
6		小向仲野町地区	20,587	1	2				2				
7		多摩川大橋地区	10,302	1	2					1			
8		古市場地区	95,542	3	3		1	1	1				
9		上平間地区	62,030	3	4	1	1						
10		中丸子地区	25,516	1	1								
11		下沼部地区	4,690	1	1								
12		上丸子山王町地区	6,473	1	2				1				
13		丸子橋地区	56,132	3	3							2	
14		上丸子天神町地区	120,014	2	6	5						1	
15		等々力地区	22,449	1	1								
16		宮内地区	20,227	2	2								
17		高津区	下野毛地区	28,161	1	2							
18			北見方地区	37,884	1	3	2			1	1		
19			諏訪地区	37,538	2	3	1			2			
20			瀬田地区	73,112	10	2				1			
21	二子地区		30,485	2	2	2						2	
22	二子・久地地区		5,223	1	1								
23	久地地区		8,662										
24	宇奈根地区		71,694	5	5	2							
25	多摩区	宿河原地区	3,888										
26		稲田多摩川公園	2,416	1	1								
27		中野島地区	1,343										
28		菅地区	24,945	1	2				1			1	
計			847,111	47	51	13	2	1	10	1	8	4	

■ 多摩川緑地の概要について

○公園名：多摩川緑地（川崎区・幸区・中原区・高津区・多摩区の河川敷）

○面積：847,111m²（稲田多摩川公園を含む）

○主な施設：右表のとおり

○背景：

・昭和39年の東京オリンピックを契機に、国民の健康と体力の維持増進策の一環として、一級河川の河川敷開放政策がとられた。

・本市では昭和41年に多摩川河川敷の延長25km、面積518.3haが多摩川緑地として計画決定され、第1次開放計画（昭和41年から）及び第2次開放計画（昭和49年から）によって開放された河川敷の整備を逐次進めてきた。これまでに野球場やサッカー場、多目的広場などの施設の整備を終え、市民のスポーツとレクリエーションの場として利用されている。

※ No.20 瀬田地区にはバーベキュー広場、No.24 宇奈根地区にはバークボール場がある。

※ No.14 上丸子天神町地区には、丸子橋球場(硬式)と丸子橋第3広場を含む。

3. 請願箇所の概要（宮内地区）

【水道施設（トイレ・水飲み場）の整備状況】



上流（トイレ・水飲み場）

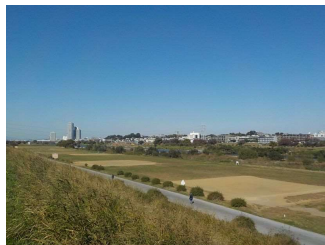


中流（トイレ・水飲み場）

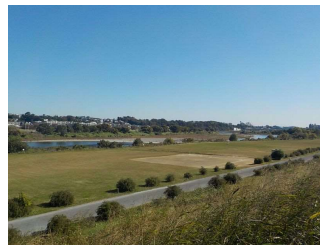


下流（トイレ・水飲み場）

【現況写真】



上流方向（15kmポイントより）



下流方向（15kmポイントより）

【宮内地区の状況】

- 当該地区は多目的に自由に利用できる広場となっているが、地域の利用者が自主的に整備し、管理している野球施設が宮内地区に5箇所、等々力地区に3箇所整備されている。
- トイレと水飲み場はそれぞれ3基ずつ、3箇所に整備されている。
- トイレ3箇所の間の距離は、上流側が約219m、下流側が約269mである。
- 各野球施設（ホームベース付近）からトイレまでの距離は平均約72mとなっている。

請願第41号 多摩川河川敷グラウンドの水道設備設置に関する請願

4. 多摩川緑地の水道設備に関する要望等について

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
トイレ	29	33	30	21
水道	11	18	7	2
計	40	51	37	23

※令和4年度は12月まで。

- 多摩川緑地のトイレや水飲み場の設備についての要望は、水漏れや詰まり、清掃・落書きなどの補修に関する要望がほとんどとなっている。
- トイレの増設要望は、令和4年度に1件（北見方地区）のみである。
- 水飲み場の設置要望は、令和2年度に1件（等々力地区）のみである。

5. 多摩川緑地のトイレ配置状況

■ トイレ間の距離 (m)

区	多摩川緑地	
	地区名	次のトイレまでの距離m
川崎区	大師河原	—
	中瀬	1,080
	鈴木町	293
	小向町	3,450
	小向仲野町	672
	多摩川大橋	442
	古市場1	887
	古市場2	290
	上平間1	213
	上平間2	238
幸区	上平間3	323
	中丸子	780
	下沼部	829
	上丸子山王町	518
	丸子橋1	327
	丸子橋2	232
	丸子橋3	62
	丸子橋4	163
	上丸子天神町	275
	等々力	1,070
中原区	宮内1	269
	宮内2	219
	下野毛	1,170
	北見方	223
	諏訪1	678
	諏訪2	182
	瀬田	337
	二子1	187
	二子2	190
	二子・久地	214
高津区	宇奈根(久地)	927
	宇奈根P	274
	宇奈根1	29
	宇奈根2	189
	宇奈根3	261
	多摩区	2,410
	稲田多摩川	740
	菅	4,030
	同一地区及び連続する地区(黄色)のトイレ間の距離(平均)	230

■ 各施設からトイレまでの距離 (m)

施設の種類の	施設名	トイレまでの距離m	平均距離m
野球場 (一般用)	上丸子天神町第1球場	97	134
	上丸子天神町第2球場	114	
	上丸子天神町第3球場	139	
	上平間球場	80	
	宇奈根第1球場	130	
	宇奈根第2球場	94	
	北見方第1球場	265	
	北見方第2球場	241	
	諏訪球場	91	
	二子第1球場	21	
	二子第2球場	86	
	上丸子天神町第4球場	161	
	丸子橋球場(硬式)	220	
	野球場 (少年野球場)	小向仲野町A球場	
小向仲野町B球場		70	
多摩川大橋少年野球場		82	
古市場少年野球場		145	
上丸子山王町少年野球場		70	
瀬田少年野球場		91	
諏訪第1少年野球場		77	
諏訪第2少年野球場		73	
北見方少年野球場		49	
菅少年野球場		212	
陸上競技場	古市場陸上競技場	109	109
	古市場サッカー場	131	
サッカー場	上平間サッカー場	76	121
	北見方サッカー場	157	
運動場	鈴木町第1サッカー広場	132	68
	鈴木町第2広場	77	
	鈴木町第3広場	14	
	中瀬サッカー広場	155	
	中瀬第1球場	53	
	中瀬第2球場	24	
	二子ソフトボールA	8	
	二子ソフトボールB	78	
多目的広場	丸子橋第1広場	98	103
	丸子橋第2広場	129	
	丸子橋第3広場	117	
	菅多目的広場	69	
トイレまでの平均距離m		106	

※ 野球場はバックネットの中央部、その他の施設は広場の中央部から図上計測。

- トイレ間の距離は、請願箇所（宮内地区）と同様の、同一区内及び隣接する地区においては、平均距離は約230mである。
※宮内地区の3箇所のトイレ間の距離は、上流側が約219m、下流側が約269m。
- 各施設からトイレまでの平均距離は約106mである。
※宮内地区の各野球場施設（ホームベース付近）からトイレまでの平均距離は約72m。

6. 河川敷における水道施設の整備条件

- ・ 国土交通省の許可が必要である。
- ・ 水道管は堤防を横断して敷設されることから施工条件がある。
- ・ 下水処理は堤防を越えて排水することが困難なことから、基本的に水飲み場の排水は浸透柵処理、トイレについては汲み取り式である。
- ・ トイレについては、河川が増水する可能性がある場合には、事前に堤防の外に搬出する必要がある。

【トイレの撤去作業状況】



7. 請願の要旨に対する本市の考え方について

【請願の要旨】

多摩川河川敷グラウンドに、水道設備（上水道・トイレ）の設置をお願いいたします。

No.	請願の内容	本市の考え方
1	多摩川河川敷に設置されている水道設備が十分に足りているのか、利用者ニーズ等の把握を行ってください。	多摩川緑地へのトイレや水飲み場の新規設置や増設に関する市民要望は、ほとんど寄せられておらず、一定のサービス水準を満たしていると考えています。今後、多摩川緑地の利便性の向上に向けて、利用者のニーズ等の把握方法も含めて検討を行っていきます。
2	水道設備が不足していると思われる中原区内宮内地区に水道設備を設置してください。	宮内地区については、他の地区と同程度のトイレや水飲み場を整備しておりますので、新たなトイレや水飲み場の整備は行わないものと考えています。